

平成 28 年 9 月

公共住宅事業者等連絡協議会 会員各位

一般財団法人ベターリビング

住宅用火災警報器（ＢＬ部品）のトレーサビリティ情報管理について（ご案内）

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より優良住宅部品（ＢＬ部品）認定事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当財団では平成 18 年より、ＢＬ部品の住宅用火災警報器（以下、「住警器」という。）について、適時適切に設置時期等の情報把握を可能とするトレーサビリティ情報管理を実施しております。（管理実績：現在、主に公的住宅供給事業主体を対象に約 180 万台の情報を管理。）

共同住宅等における住警器の適切な維持管理を支援する当財団のトレーサビリティ情報管理システムについて、別紙のとおりご案内させていただきます。特に賃貸住宅では、住警器の取付・交換に際して、お住まいの方の協力のもと住戸内へ立ち入る必要があるため、住戸ごとの設置時期が異なることが想定されます。各住戸の適切な維持管理を実現するためには、設置した時期等の情報把握が重要であり、その有効な手段として本システムの採用をご検討いただきたく、ご案内申し上げます。

（参考）～ 住警器の維持管理等について ～

住警器は、平成 16 年の消防法改正（平成 18 年 6 月 1 日施行）により、新築住宅に対して設置が義務化されるとともに、既存住宅についても 5 年以内（設置期限は、平成 20 年 5 月 31 日から平成 23 年 5 月 31 日の間で各市町村が条例で定める）に設置することが定められ、現在の設置率（全国）は 81%（平成 27 年 6 月時点（消防庁公表））となっております。

また、昨年 11 月には、消防庁長官から各都道府県知事及び各政令指定都市市長に「住宅用火災警報器設置対策基本方針の改正について（以下、「改正基本方針」という。）」が通知され（別添参照）、そのなかでは、従来の“住警器設置の推進”とともに、新たに“住警器の適切な維持管理の推進”が追加されました。改正基本方針では、設置から 10 年以上が経過している住警器については、電池寿命切れのみならず、本体内部の電子部品の劣化が考えられるため、住警器本体の交換を推奨しております。

担当・連絡先

一般財団法人ベターリビング 事業推進部 西本・持田

電 話：03-5211-0572、E-mail：bltms@cbl.or.jp

住宅用火災警報器（ＢＬ部品）のトレーサビリティ情報管理について

1. 優良住宅部品（ＢＬ部品）とは

- 品質、性能、アフターサービス等に優れた住宅部品として、ベターリビングが認定したものです。
- ＢＬとは、“Better Living(よりよい住生活)”の頭文字をとったものです。
- 認定を受けた住警器には ＢＬ 証紙が貼付され、保険にバックアップされた品質保証を受けることができます。

2. ベターリビングの“トレーサビリティ情報管理”とは

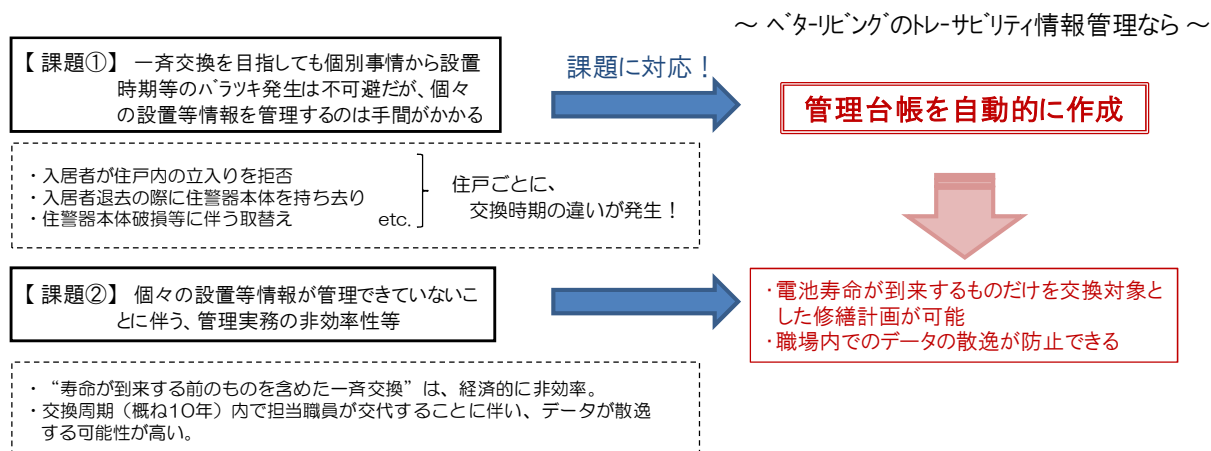
- ベターリビングのトレーサビリティ情報管理システムは、ＢＬ 証紙に付されたＱＲコードにより、設置場所や設置時期等の情報を追跡することが出来る仕組みです。
- このシステムは、インターネット上のクラウドサービスで設置等情報の登録やデータ保存、登録情報の確認、編集等を行うことができるもので、ＢＬ 証紙が貼付されている製品について無償で提供されるサービスです。
- 設置等情報の内容及びその登録作業者は、次のとおりです。

	情報の内容（主なもの）	データを登録する者
① 製造情報	メーカー名、型式、製造番号、製造年月 等	製造メーカー
② 設置情報	設置住所（団地名・号棟・号室含む）、設置年月日、設置業者等	設置工事等業者

～ 主たる特徴 ～

- トレーサビリティ情報管理システムを利用すれば、住宅管理者自らデータ入力作業等することなく、管理台帳が作成されます。
- 住宅管理者は、管理台帳のデータの修正、編集のほか、集計機能により、設置年数を指定して交換対象台数を集計する、未設置住宅のリストを作成する等を行うことができます。
- ベターリビングから住宅管理者へ、電池寿命（概ね10年）で交換対象となるものについて、寿命到来前に設置場所等の情報をお知らせする等のサービスを提供いたします。

3. トレーサビリティ情報管理の導入効果



4. 住警器（BL 部品）のその他特徴（主なもの）

- 高齢者にも認識しやすい音圧や周波数の警報音となっています。
- 高齢者や聴覚障害者に対しても火災警報が覚知できるよう、光で知らせる等の補助警報装置（オプション）を接続するための出力端子が付いています。
- 製造、施工等の瑕疵による不具合に対する“BL 部品保証責任保険（無償修理保証（5年））”及び第三者の身体・財物に損害を与えた場合における“BL 部品賠償責任保険”が付いています。 保険制度に関する詳細については、下記のベターリビング HP をご参照ください。

[BL 部品保険制度について]

<http://www.cbl.or.jp/blsys/hoken/index.html>

5. その他

- 発注に際し、発注者様より設置業者に対して情報登録作業に関する説明等を行っていただく必要があります。（システム利用にあたり、別途、BL との間で ID 発行等の事務手続きが必要になります。）
- BL 部品以外で住警器の交換を既に始めており、途中からトレーサビリティ情報管理を導入する場合でもその効果が発揮される（「3. トレーサビリティ情報管理の導入効果」参照）とともに、交換が繰り返される度に情報が蓄積され、一定期間が経過した後は、本システムに管理情報が集約されることとなります。なお、既に設置されている BL 部品以外の設置等情報の管理については、個々の状況に応じて提供可能なサービス内容をご提案させていただきます。

以 上

消 防 予 第 457 号

平成27年11月12日

各 都 道 府 県 知 事 様
各 政 令 指 定 都 市 市 長 様

消 防 庁 長 官

住宅用火災警報器設置対策基本方針の改正について

住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置対策については、平成23年に「住宅用火災警報器設置対策会議」（以下「設置対策会議」という。）で決定された「住宅用火災警報器設置対策基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき推進しているところです。

これまでの取組みの結果、本年6月時点における住警器の設置率は81.0%、条例適合率は66.4%となっています。一方で、住宅火災による被害を受ける危険性が高い高齢者世帯を含め、住警器の未設置世帯に対して早期に住警器を設置することを一層促進するとともに、来年6月には住警器の設置義務化から10年が経過することを踏まえ、住警器の適切な維持管理を促進する必要があります。

このような状況のもと、今般、設置対策会議において、別紙のとおり基本方針の改正が決定されたことから、今後も引き続き、改正基本方針に基づく各種の取組みを強力に推進していただきますようお願いいたします。

また、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知頂きますようお願いいたします。

＜問い合わせ先＞

消防庁予防課 齋藤 森野

電 話：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

E-mail:s.morino@soumu.go.jp

住宅用火災警報器設置対策基本方針

平成 27 年 9 月 28 日

住宅用火災警報器設置対策会議決定

1 趣旨

我が国の住宅火災における死者数は、平成 15 年に 1,000 人を超え、このうち 65 歳以上の高齢者が占める割合は約 6 割と高く、今後の高齢化の進展とともにさらに増加することが懸念された。

このため、平成 16 年の消防法改正により、既存住宅を含めたすべての住宅を対象として住宅用火災警報器等（以下「住警器」という。）の設置が義務付けられ、各市町村の火災予防条例（以下「条例」という。）に基づき、平成 23 年 6 月までに全国すべての市町村において施行された。

しかしながら、平成 27 年 6 月時点では、住警器を未だ設置していない世帯が約 2 割、各市町村の条例に適合して設置していない世帯が約 3 割にのぼり、地域によっては住警器の設置率が約 6 割にとどまっているのが現状である。

住警器の設置は、住宅防火対策の「切り札」と言え、国民の安全・安心を確保する上で極めて重要であり、実際に、我が国における住宅火災における死者数は、新築住宅に対する住警器の設置義務化がスタートした平成 18 年以降減少傾向にあるなど一定の効果が現れている。

したがって、住宅火災による被害のさらなる軽減を図るためにも、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる主体が総力を結集し、住警器を未だ設置していない世帯や条例に適合して設置していない世帯への働きかけを進め、法令遵守を徹底する必要がある。

加えて、住警器を設置した住宅に対しては、適切な維持管理を行ってもらうこと等により、その適正な作動の確保等を推進する必要がある。

2 基本方針

（1）住警器の未設置世帯に対する働きかけの強化

① 地域社会における働きかけ

住宅火災による被害のさらなる軽減を図るためにも、住警器の未設置世帯（条例に適合して設置されていない世帯も含む。以下同じ。）に対しては、条例に従い、早期に住警器を設置することを強く働きかける必要がある。

その際、消防署又は消防本部に加えて、これまでも住警器の設置促進に多大な貢献を果たしてきた消防団、女性（婦人）防火クラブ、自主防災組織、町内会、自治会等の地域社会に密着した推進主体（地域コミュニティ）が引き続き一体となって、住警器の設置を働きかけていくことを基本とする。

特に、高齢者ほど住宅火災により被害を受ける危険性が高いことから、高齢者世帯への設置の働きかけにあたっては、高齢者と日常的に接する機会の多い福祉関係団体等と連携するなど、更なる工夫を行う必要がある。

② 全国的な働きかけの展開

全国・地域レベルのそれぞれの段階においても、消防防災や住宅関係者のみならず、自治会、福祉・教育関係者、マスメディア等、幅広い分野のあらゆる主体に対して、住警器の未設置世帯に対する働きかけを求めるなど、住警器の設置義務を社会全体の課題として徹底する必要がある。

（２）住警器の奏功事例等の積極的な周知

住警器の未設置世帯に対して住警器の設置を働きかけていくためには、住警器を設置した住宅において火災による被害を軽減することができた具体の奏功事例をPRすることにより、住警器の設置の必要性を幅広く認識してもらうことが重要である。

そのため、住警器による具体の奏功事例について地域社会に密着した推進主体等を通じて収集を図り積極的に広報するほか、各地域において住宅火災が発生した際に消防長又は消防署長による火災原因調査で住警器の設置状況及び作動状況を把握し、住警器の設置が火災被害の軽減につながったことなどをマスメディア等に対し情報提供するなど、住警器の奏功事例等の積極的な周知を図る。

また、住警器の設置や維持管理を働きかける先進的な取組みを全国的に広く周知する。

（３）住警器の維持管理に関する広報の強化

住警器を設置した住宅に対しては、住警器の維持管理について適切な情報提供を行うことにより、住警器の適正な作動の確保や設置の確実な定着を推進することも重要な課題である。

特に、住警器の電池切れや故障等により火災時に警報が鳴らない、電池切れ警報や誤発報等により設置していた住警器を取り外してしまう等の事例が想定されることから、こうした事例を防ぐため、適切な維持管理の方法についても広報の強化を図る。

具体的には、定期的に作動確認を行うとともに、自動試験機能や作動確認により機器の異常が判明した場合や自動試験機能を有さない住警器の交換期限が近くなった場合は適切に本体を交換する必要があることや、電池切れの場合については、適切に電池を交換する必要があるほか、設置から10年以上が経過している場合は本体内部の電子部品の劣化が考えられるため本体を交換することが望ましいこと等について周知する。